



2024年8月26日

各位

会社名 フリー株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 佐々木 大輔
(コード番号：4478 東証グロース)
問合せ先 常務執行役員 CFO 坪井 亜美
(TEL. 03-6683-0242)

業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会においてご承認をいただいている当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という）向けの業績連動型株式報酬制度について、本日開催の取締役会において、一部改定（以下、「本改定」という）を行うことを決議するとともに、本改定に関する議案を2024年9月27日に開催予定の第12期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本改定の目的

当社は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、対象取締役向けの制度として、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入についてご承認いただいております。

今般、本制度について、2021年の制度導入時と当社を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、企業価値の持続的な向上を図ることと併せて、業績目標の達成に対してより明確なインセンティブとすることを目的に見直すことといたしました。

2. 本改定の概要

(1) 改定後の本制度において支給する報酬の上限

改定後の本制度により対象取締役が支給される金銭報酬債権の総額、及び発行又は処分を受ける当社の普通株式の上限については、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会においてご承認いただいたものから変わらず、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬の報酬枠とは別枠で、年間6千万円以内、及び普通株式12,000株以内となります。

(2) 改定後の本制度における業績連動型株式報酬の算定方法

改定後の本制度においては、当社グループの業績目標を達成し、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、毎年7月1日から翌年6月30日までの1事業年度の期間（以下、「評価期間」という）中の業績目標の達成の有無等に応じて、下記【算定方法】に記載のとおり算定される数の当社普通株式を評価対象期間終了後に交付する制度とします。

【算定方法】

各対象取締役に交付する譲渡制限付株式（RS）数＝ 基準交付株式数（①）× 支給率（②）

①「基準交付株式数」は、対象取締役の役位、職責等に応じて当社取締役会において決定いたします。

②「支給率」は、評価対象期間における当社取締役会で定める社内業績目標の達成の有無等に応じて算定され、0%若しくは100%が支給される（評価指標を達成しなかった場合は支給

されない)ものとなります。

なお、評価期間を2024年7月1日から2025年6月30日までとする業績連動型株式報酬における評価指標は、売上高及び調整後営業利益に関する社内で定めた目標数値の達成とし、この目標数値の達成の有無に基づき、業績連動型株式報酬の支給の有無を決定することを想定しております。

したがって、業績連動型株式報酬は、業績目標の達成有無等に応じて当社株式を交付するものであり、本改定の時点では、各対象取締役に対して当該株式を交付するか否かは確定しておりません。

また、より明確な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとするため、評価期間終了後に交付される株式については、原則として、評価期間の終了日から起算して3年が経過する日までの譲渡制限期間を設けるものとし、当社は、対象取締役との間で、下記の内容が含まれる譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結する予定です。

- 1 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- 2 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

(ご参考)

本制度は、当社グループの経営戦略と連動し持続的な成長を支える報酬制度として、現状の報酬制度の一部を改定するもので、当社は、一部の執行役員にも、改定後の本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

以上